

学校法人 川島学園
鹿児島工学院専門学校 学則

学校所在地
鹿児島市五ヶ別府町字横座ヶ原下 3 7 2 1 番 7
電話 0 9 9 - 2 8 1 - 7 1 1 1

第 1 章 総 則

第 1 条 本校は、学校教育法第 1 2 4 条に基づき、電気・自動車整備・建築に関する各教育基礎理論及び工業技術を修得させ、実践力のある品位の高い専門職を目指す者の養成と男女共同参画社会の中で、自分を取り巻く環境に合わせた働き方ができるよう実務面での能力とコミュニケーション力・人間力を併せ持つ人材の育成を行うことを目的とする。

第 2 条 本校は、鹿児島工学院専門学校と称する。

第 3 条 本校の位置は、鹿児島市五ヶ別府町字横座ヶ原下 3 7 2 1 番 7 に置く。

第 2 章 課程・学科・専攻科・修業年限・定員

第 4 条 本校の課程・学科・専攻科・修業年限及び定員は次のとおりとする。

課 程	学 科	修業年限	入学定員	総定員	備 考
工業専門課程	電気技術工学科	2 年	3 0 名	6 0 名	特定専門課程
	自動車工学科	2 年	3 5 名	7 0 名	特定専門課程
	1 級自動車工学科	2 年	1 0 名	2 0 名	特定専門課程
	1 級自動車工学科	4 年	1 5 名	6 0 名	特定専門課程
	建築デザイン学科	2 年	3 0 名	6 0 名	特定専門課程
商業実務専門課程	ライフデザイン学科	2 年	3 0 名	6 0 名	特定専門課程
専攻科（工業）	建築士専攻科	1 年	3 0 名	3 0 名	
	1 級自動車専攻科	2 年	1 0 名	2 0 名	適格専攻科

第 3 章 学年・学期及び休業日

第 5 条 本校の学年は、4 月 1 日に始まり翌年 3 月 3 1 日に終わる。

第 6 条 課程の学期は、次のとおりとする。

(1) 前期 4 月 1 日～9 月 3 0 日

(2) 後期 1 0 月 1 日～3 月 3 1 日

- 第7条 本校の休業日は、次のとおりとする。
ただし、校長が必要と認めたときは登校させることができる。
- (1) 土曜日，日曜日，国民の祝日に関する法律（昭和23年，法律第178号）に規定された日
 - (2) 春季，夏季及び冬季休業日
 - (3) 天災地変その他校長が必要と認めた日

第4章 教育課程及び教職員組織

- 第8条 本校の教育課程は、別表1のとおりとする。
- 2 本校が定める単位数として、一単位の授業科目については、四十五時間の学習を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ教育効果、授業時間外に必要な学習等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。
- (1) 講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲で本校が定める時間の授業をもって一単位とする。
 - (2) 実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの範囲で本校が定める時間の授業をもって一単位とする。
- 第9条 本校の授業の始業及び終業時刻は、次のとおりとする。
月～金 9：30～16：10
ただし、各教科の都合により上記の時間を変更又は延長して授業を行うことがある。
- 第10条 本校には次の職員を置く。
校長・教頭・教諭・講師・事務職員・校医

第5章 連帯保証人

- 第11条 連帯保証人は、学生の生活と教育及び納付金に関する一切の責任を連帯して負うものとし、成年者で独立の生計を営む者とする。なお、極度額は200万円とする。
- 第12条 学生は、次の事項に該当するときは、速やかに校長に届け出なければならない。
第1号、第3号については、10日以内に校長に届け出なければならない。
- (1) 連帯保証人に変更があったとき。
 - (2) 学生又は連帯保証人が、転居若しくは改名したとき。
 - (3) 連帯保証人が死亡し、又はその資格を失ったとき。

第 6 章 入学・編入学・卒業及び資格・原級留置き・休学・退学及び賞罰

第13条 本校の入学資格及び編入学は、次のとおりとする。

- (1) 電気技術工学科・自動車工学科・1級自動車工学科（4年課程）・建築デザイン学科・ライフデザイン学科は、高等学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者。
- (2) 1級自動車工学科（2年課程）・1級自動車専攻科は、前号（1）に該当する者で二級自動車整備士（総合）もしくは二級ガソリン自動車整備士及び二級ジーゼル自動車整備士の両方の資格を取得した者又は取得見込みの者。ただし、取得見込みの者は、入学年度の6月末日までに当該資格を取得すること。取得できなかった場合は、欠格者として入学を取り消す。
- (3) 建築士専攻科は、前号（1）に該当する者で、二級建築士試験の受験資格を有する者
- (4) 1級自動車工学科の3年次に編入学できる者は、前号（1）に該当する者かつ専門士の称号を付与された者又は準ずる課程を修めた者で、二級自動車整備士（総合）もしくは二級ガソリン自動車整備士及び二級ジーゼル自動車整備士の両方の資格を有する者又は取得見込みの者で、編入学試験に合格した者。ただし、本校の自動車工学科を卒業した者は、編入学試験は課さず、在学中の成績により学校長が認めた者。いずれも1級自動車工学科の定員に欠員がある場合に限る。このうち、取得見込みの者は、編入学した年度の6月末日までに当該資格を取得すること。取得できなかった場合は、欠格者として編入学を取り消す。

第14条 入学しようとする者は、所定の入学願書に入学選考料を添えて提出しなければならない。

第15条 入学試験を受ける者は、試験日時に指定された場所に出頭しなければならない。

第16条 入学試験又は書類選考に合格した者は、定められた期日までに所定の入学金及び校納金を納入し、連帯保証人と連署の誓約書を提出しなければならない。

第17条 本校学生の学習態度・進級試験・卒業試験・出欠等については、別途学生心得に規定する。

第18条 本校に入学した学生は、別途に定める学生心得に規定する事項を守らなければならない。

第19条 本校所定の課程を定められた修業期間以上在学し、別表1に定める単位数以上履修し正規の試験に合格した者で、課程を修了したと認めた者には卒業証書を授与する。なお、特定専門課程である修業年限2年制の電気技術工学科、自動車工学科、1級自動車工学科、建築デザイン学科、ライフデザイン学科を修了した者は、専門士と称することができる。

また、修業年限 4 年制の 1 級自動車工学科及び修業年限が通算 4 年となる 1 級自動車専攻科（適格専攻科）を修了した者は、高度専門士と称することができる。

第20条 教科・科目の出席時間数が、所轄省庁及び本校の規定時間数に達しなければ、各期の試験を受験することができず、進級・卒業することはできない。

2 1 級自動車工学科の 3 年次 6 月末日までに二級自動車整備士（総合）もしくは二級ガソリン自動車整備士及び二級ジーゼル自動車整備士の両方の資格を取得できなかった場合は、欠格者として 3 年次進級を取り消し、2 年次に原級留置きとする。

3 病気その他やむを得ない理由により試験に欠席した者及び合格点に達しない科目のある者は、その年度内に追試験を受けることができる。

第21条 休学又は退学しようとする者は、所定の書類にその事由を明らかにし、連帯保証人と連署の上、校長に願い出て許可を得なければならない。

ただし、病気その他やむを得ない理由による場合は、医師の証明書等その事由を証明する書類を添付すること。

第22条 休学中の者が復学しようとするときは、所定の書類にその事由を明らかにし、連帯保証人と連署の上、校長に願い出て許可を得なければならない。

ただし、病気その他やむを得ない理由により休学していた場合は、医師の証明書等その事由を証明する書類を添付すること。

第23条 成績優秀にして他の模範となる者は、これを表彰する。

第24条 下記に該当する者は、退学に処する。

- (1) 校納金を所定の期日までに納入しない者
- (2) 学校の秩序を乱し学生の本分に反した者
- (3) 性行不良にして反省の見込みがないと認められた者
- (4) 正当な理由なくして長期無届欠席の者
- (5) 学力劣等にして成業の見込みがないと認められる者

第 7 章 入学選考料及び校納金

第25条 入学選考料，入学金，校納金（授業料，実習費，施設費）の額は，別表 2 のとおりとする。

第26条 納入後の入学選考料及び入学金・校納金は，理由のいかんを問わず返却しない。

ただし、校納金の前納分については、前期分は入学式前日までに入学辞退の申し出があった場合、後期分は 9 月末日までに退学等の申し出があった場合はこの限りでない。

第 8 章 雑 則

(学校評価)

第27条 本校は、教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について毎年自ら点検及び評価を行いその結果を公表するとともに、5年に1度、外部の識見を有する者による評価を行う。

第 28 条 この学則を施行するために必要な細則は、別に校長が定める。

附 則

1. 本学則は、平成13年4月1日より施行する。
1. 本学則は、平成14年4月1日より施行する。
1. 本学則は、平成15年4月1日より施行する。
1. 本学則は、平成16年4月1日より施行する。
1. 本学則は、平成17年4月1日より施行する。
1. 本学則は、平成19年4月1日より施行する。
1. 本学則は、平成23年4月1日より施行する。
1. 本学則は、平成24年4月1日より施行する。
1. 本学則は、平成25年4月1日より施行する。
1. 本学則は、平成26年4月1日より施行する。
1. 本学則は、平成27年4月1日より施行する。
1. 本学則は、平成28年4月1日より施行する。
1. 本学則は、平成30年4月1日より施行する。
1. 本学則は、平成31年4月1日より施行する。
1. 本学則は、令和2年4月1日より施行する。
1. 本学則は、令和3年4月1日より施行する。
1. 本学則は、令和4年4月1日より施行する。
1. 本学則は、令和5年4月1日より施行する。
1. 本学則は、令和7年4月1日より施行する。
1. 本学則は、令和8年4月1日より施行する。

学則第8条関係 別表1-③ 教育課程 【令和8年度入学生以降】

[工業専門課程]
電気技術工学科

授業科目	時間数		単位数	
	1学年	2学年	1学年	2学年
電気理論Ⅰ	93		6	
電気理論Ⅱ		54		3
配線設計		54		3
機器材料Ⅰ	62		4	
機器材料Ⅱ		54		3
施工方法Ⅰ	62		4	
施工方法Ⅱ		27		1
検査方法		27		1
配線図	62		4	
法令	62		4	
電子工学Ⅰ	62		4	
電子工学Ⅱ		81		5
通信工学Ⅰ	93		6	
通信工学Ⅱ		54		3
電気実務	42	42	2	2
電気実習Ⅰ	330		11	
電気実習Ⅱ		363		12
一般教養Ⅰ	62		4	
一般教養Ⅱ		54		3
合計	930	810	49	36

[工業専門課程]
自動車工学科

授業科目	時間数		単位数	
	1学年	2学年	1学年	2学年
エンジン構造	75		5	
シャシ構造Ⅰ	60		4	
シャシ構造Ⅱ	60		4	
電気	45		3	
基礎工学	60		4	
燃料・潤滑		15		1
エンジン整備		60		4
シャシ整備Ⅰ		45		3
シャシ整備Ⅱ		45		3
電装品整備		60		4
法規		30		2
検査		20		1
整備作業Ⅰ	630		21	
整備作業Ⅱ		475		15
検査作業		60		2
合計	930	810	41	35

[専攻科（工業）]
1級自動車専攻科

授業科目	時間数		単位数	
	1学年	2学年	1学年	2学年
新技術工学	35		2	
エンジン電子制御工学	20		1	
シャシ電子制御工学	20		1	
新技術整備	20		1	
エンジン電子制御整備	74		4	
シャシ電子制御整備	74		4	
環境安全	12			
1級機器	10			
1級検査	5			
1級法規	10			
1級工作作業	5			
1級測定作業	10			
1級整備作業Ⅰ	644		21	
1級整備作業Ⅱ		60		2
1級検査作業	21			
体験実習		210		7
評価実習		570		19
合計	960	840	34	28

[工業専門課程]
1級自動車工学科

授業科目	時間数				単位数			
	1学年	2学年	3学年	4学年	1学年	2学年	3学年	4学年
エンジン構造	75				5			
シャシ構造Ⅰ	60				4			
シャシ構造Ⅱ	60				4			
電気	45				3			
基礎工学	60				4			
燃料・潤滑		15				1		
新技術工学			15					1
エンジン電子制御工学			30					2
シャシ電子制御工学			30					2
エンジン整備		60				4		
シャシ整備Ⅰ		45				3		
シャシ整備Ⅱ		45				3		
電装品整備		60				4		
新技術整備			45					3
エンジン電子制御整備			60					4
シャシ電子制御整備			60					4
環境安全			15					1
1級機器			15					1
法規		30						2
検査		20						1
1級法規・検査			15					1
整備作業Ⅰ	630				21			
整備作業Ⅱ		475				15		
検査作業		60				2		
1級基礎作業			30					1
1級整備作業Ⅰ			615					20
1級整備作業Ⅱ				60				2
1級検査作業			30					1
体験実習				210				7
評価実習				570				19
合計	930	810	960	840	41	35	41	28

学則第25条関係 別表2

入学選考料, 入学金, 校納金 (授業料, 実習費, 施設費)

【令和7年度入学生以降】

■電気技術工学科・自動車工学科・1級自動車工学科
・建築デザイン学科

・入学選考料 20,000円 ・入学金 150,000円

	納入期日 (全学年共通)	授業料	実習費	施設費	納入金額 合計
前期分	3月31日迄	290,000	220,000	90,000	600,000
後期分	9月30日迄	290,000	0	90,000	380,000
	合計	580,000	220,000	180,000	980,000

※本校自動車工学科を卒業し、1級自動車工学科へ入学する者は、入学選考料及び入学金は徴収しない。

■建築士専攻科

・入学選考料 20,000円 ・入学金 100,000円

	納入期日	授業料	実習費	施設費	納入金額 合計
1年分	3月31日迄	360,000	80,000	140,000	580,000

※本校建築デザイン学科を卒業した者は、入学選考料及び入学金は徴収しない。

■ライフデザイン学科

・入学選考料 20,000円 ・入学金 150,000円

	納入期日	授業料	実習費	施設費	納入金額 合計
前期分	3月31日迄	290,000	170,000	90,000	550,000
後期分	9月30日迄	290,000	0	90,000	380,000
	合計	580,000	170,000	180,000	930,000